

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
（宛先） 京都府知事		平成 30年 7月 30日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府長岡京市勝竜寺八反田1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） レンゴウ株式会社 新京都事業所 事業所長 堀本 悟 電話 075- 954- 2121					
主たる業種	段ボール製造業	細分類番号	1 5 3 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成29年4月から平成32年3月まで						
基本方針	1. 環境法令の遵守 2. 地球温暖化対策の推進 3. 資源の有効利用の推進 4. 廃棄物の発生抑制と有効利用の推進 5. 環境負荷の小さい製品の研究・開発と供給 6. 環境に配慮した資材の調達と生産活動の推進 7. 環境に配慮した海外事業活動の推進 8. 広報、啓発、社会活動の促進						
計画を推進するための体制	事業所長を中心として構成される「環境委員会」を通じて、各部門が情報伝達や意思決定を速やかに行い連携することで環境保全活動を実践している。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (26～28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	7,851.4 トン	7,772.9 トン	7,695.2 トン	7,541.3 トン	-2.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	7,851.4 トン	7,772.9 トン	7,695.2 トン	7,541.3 トン	-2.3 パーセント	
目標の根拠	29年度、30年度は省エネに関連する設備計画を立案していないので、29年度は基準年度から1%削減、30年度は29年度比1%削減とした。31年度に関してはコンプレッサの更新、現場照明のLED化を進め30年度比98%削減とした。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量[十万㎡])	3.46	3.42	3.39	3.32	-2.41 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠							
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (28) 年度	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考	
		54.0 パーセント	54.0 パーセント	54.0 パーセント	54.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(29) 年度	生産設備運転の効率化の追求（集約生産、生産人員の増加等）					
	(30) 年度	蒸気用バルブ保温カバーの設置					
	(31) 年度	コンプレッサ更新、高効率照明の導入					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	最寄駅～工場までの通勤用バス利用の継続によるマイカー通勤の削減。					
	上記の措置を採用する理由	問題無く運用出来ておりスムーズな運用を継続出来ている。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (29) 年度	第2年度 (30) 年度	第3年度 (31) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動							
特記事項							

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

注2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

注3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

注4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

注5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。